

平成26年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成26年(2014年)7月3日(木)

午後2時30分～午後3時1分

場所 平塚市博物館 講堂

- 1 出席者 小笠原会長、小室委員、須藤委員、高橋委員、玉谷委員、久保田委員、
小林委員、添田委員、出縄委員、竹村委員、綾部委員
以上委員11名
(欠席者：松井委員、小薄委員、以上2名)

事務局：石田健康・こども部長、古矢保険年金課長、浦田課長代理、
吉川課長代理、佐々木主査、清水主事、金澤主事補

- 2 傍聴者 1名

3 開 会

小笠原会長は、出席委員数が平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定による定足数に達していることを確認したうえ、平成26年度第1回平塚市国民健康保険運営協議会の開会を宣言した。

4 審 議

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長：議題（1）「平成26年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について」を、
議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

《事務局は、事前配布の資料1を使って説明した。》

事務局：それでは、すでに皆様に送付させていただいております配布資料の資料1を御覧ください。1ページ目が歳入、2ページ目が歳出となっています。また、3ページ目と4ページ目は歳入と歳出の当初予算総括表で、参考資料としてさせていただきましたが、本日はこちらも少し確認していただきながら、説明させていただきます。

平成26年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算につきましては、今年1月30日に開催した平成25年度第3回運営協議会において、「平成26年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針（案）」の中で説明させていただいた内容で、3月議会で議決を得られております。従いまして本日は、配布させていただいた資料の見方の説明と、前年度と予算額等がある程度増減しているところについてだけ簡潔に説明させていただきます。

まず、3ページの「歳入」と4ページの「歳出」の総括表を御覧ください。この表を見ていただきますと、各ページの左の欄外に振られています数字は、各科目の款となっております。

予算科目につきましては、平成26年度は25年度と同じで、特に新しい科目などは設けておりません。

それでは次に、前年度と予算額等がある程度増減しているところなどについて説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

歳入の1款・国民健康保険税ですが、26年度は64億9,090万5千円で、前年度に対し額で1億4,893万7千円、率で2.2%の減となっております。

26年度は、被保険者数の推計で、一般被保険者、退職被保険者等及び介護保険第2号被保険者は減少しており、さらに26年度から保険税の応益割に対する5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されることなどもあって、保険税収入は減少すると見込んでおります。

4款・療養給付費等交付金は、歳出の退職被保険者等に係る療養給付費、後期高齢者支援金等見込相当額などの合計額から、退職被保険者等が納める保険税等の収入合計額を差し引いた15億4,549万7千円を計上しています。前年度に対し額で1億6,629万1千円、率で9.7%の減となっております。

それでは、4ページの参考資料、歳出の当初予算総括表を御覧ください。左の欄外に振られた2款・保険給付費の黄色いマーカーで印を付けた退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養費、退職被保険者等高額療養費の前年度との比較を見てください。退職被保険者等に係る療養給付費は1億2,246万3千円、療養費は342万4千円、高額療養費は2,378万7千円減少しておりますことなどに伴い、当交付金も減少すると見込んでおります。

1ページに戻りまして、5款・前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者に対する交付金で、79億3,288万1千円を見込んでいます。前年度に対し額で6億2,003万2千円、率で8.5%の増となっております。

26年度は、前期高齢者数の推計で、1,662人増になることや、20年度から25年度までの実績などを勘案して計上しました。

7款・共同事業交付金の30億7,583万7千円は、高額医療費共同事業に係る交付金と保険財政共同安定化事業に係る交付金です。前年度に対し額で6,312万8千円、率で2.0%の減となっております。本市の場合、2ページの歳出、7款・共同事業拠出金の高額医療費共同事業に係る拠出金及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金と同額を計上しています。

予算計上に当たりましては、高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業ともに、交付金と拠出金の推計を行い、毎年11月末に国保連合会から送付されてくる拠

出金予定額も加味して算定しておりました。しかし、国保連合会の算出した拠出金予定額が毎年度若干高めとなっておりますので、26年度当初予算は、交付金と拠出金の推計と、過去の決算の額を加味して算定しました。

また、1ページに戻ります。

9款・繰入金は34億252万8千円で、前年度に対し額で1億69万9千円、率で3%の増となっております。

それでは、3ページの参考資料、9款の繰入金を御覧ください。繰入金は市の一般会計からの繰入れて、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、国保財政安定化支援事業繰入金等の法定繰入金と、その他一般会計繰入金の法定外繰入金になります。このうち、法定繰入金の保険基盤安定繰入金は、先ほど1款・国民健康保険税で説明しましたように、応益割に対する5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されますので、この分に対する保険税軽減分及び保険者支援分が増えることなどにより、1億5,241万1千円の増になると見込みました。この結果、職員給与費等繰入金の3,847万1千円の減などがありますが、繰入金の総額は増となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

歳出の2款・保険給付費は202億2,924万1千円になります。

それでは、4ページの参考資料、2款の保険給付費を御覧になりながらお聞きください。赤いマーカーで印を付けた一般被保険者分の療養給付費、高額療養費は、被保険者数は減少するものの、1人当たり保険者負担額は増加すると見込み増で計上しています。また、先ほど説明しました黄色いマーカーで印を付けた退職被保険者等分の療養給付費、療養費、高額療養費は、対象となる元の人数が少ないことから、退職被保険者等の人数の減少が大きく影響すると見込み減で計上しています。

保険給付費全体では、前年度に対し額で1億8,204万9千円、率で0.9%の増となっております。

2ページに戻りまして、3款・後期高齢者支援金等は、社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金やその事務費拠出金で、20年度から25年度の実績を勘案して43億524万1千円を計上しています。前年度に対し額で2億4,850万8千円、率で6.1%の増となっております。

前年度に対して、比較的予算額の増減の大きなところなどについて説明させていただきました。

以上、平成26年度国民健康保険事業特別会計の予算規模は、前年度に対し、額で3億8,500万円、率で1.3%増の298億9,300万円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

《特に意見質疑もなく、議題（１）「平成２６年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算について」は、終わる。》

会 長：議題（２）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）～低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充について～」を、議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

《事務局は、資料２を使って説明した。》

事務局：それでは、本日配布いたしました資料２の１ページを御覧になりながらお聞きください。

それでは、まず前回平成 26 年 1 月 30 日の平成 25 年度第 3 回の運営協議会で説明させていただいた低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充について、平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例が、改正の根拠となります地方税法施行令の改正政令の公布に合わせ、3 月 31 日公布、4 月 1 日から施行されましたことを報告させていただきます。

このことにつきましては、前回の運営協議会から少し時間が経っておりますので、もう一度、1 の「改正の要旨」から説明させていただきます。

国民健康保険税は均等割、世帯割の応益分保険税について、世帯の所得が一定以下の場合には、7 割、5 割、2 割を軽減しております。

この度の改正は、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額が規定された地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る 5 割軽減と 2 割軽減の対象を拡大するものです。

まず、「（１）5 割軽減の拡大」ですが、所得基準額の算定式について、現行と改正後に分けて載せております。太字で下線の引いてある部分が改正箇所、「世帯主を除く被保険者数」が「被保険者数」となります。このことにより単身世帯も対象となりますとともに、2 人世帯以上の世帯は、24 万 5 千円軽減判定所得が引き上げられることとなります。

次に、「（２）2 割軽減の拡大」ですが、所得基準額の算定式の太字で下線の引いてある部分、「3 5 万円」が「4 5 万円」となります。世帯の被保険者等の人数 1 人につき、10 万円が引き上げられることとなります。

続きまして、2 の「改正の理由」を御覧ください。

平成 26 年度税制改正では、社会保障と税の一体改革の一環として、消費税増税財源を活用して国民健康保険税の 5 割軽減と 2 割軽減を拡充することとしています。本市条例では、地方税法施行令の改正政令の定める基準に従い、国民健康保険税の 5 割軽減と 2 割軽減の対象となる軽減判定所得を引き上げることにより、低所得者の負担の軽減を図ります。

この改正による本市の財政上の影響につきましては、平成 26 年度当初予算の推計

で、国民健康保険税収入は8千500万円ほど減額すると見込みました。しかし、この減額した分につきましては、消費税増税財源の活用による国、県からの財政支援等によりほぼカバーできると考えております。

今説明しました国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の改正が、平成25年12月24日に閣議決定された国民健康保険に係る平成26年度税制改正の大綱の内容で、当該大綱を踏まえた地方税法施行令の改正が行われました。しかし、前回の運営協議会が開催された1月30日では、地方税法の改正法案は出されておらず、例年地方税法の一部を改正する法律が3月末に公布され、4月1日から施行されることから、当該改正政令の公布も3月末になると見込まれました。したがって、当該改正政令の公布を待って条例改正したのでは、当運営協議会に諮問し、答申をいただき、市議会に上程して議決をいただく時間は無く、4月1日の施行には間に合いません。そこで、市長の専決処分とし、改正の根拠となります地方税法施行令の改正政令の公布に合わせ、3月31日付けで「平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を公布させていただきました。

ここまでの経過についてもう少し詳しく説明させていただくと、前回1月30日の運営協議会后、国民健康保険税条例の改正について、会長の了承のもと、運営協議会から平塚市長に同日付で「地方税法等の一部改正が行われたときには、地方税法等と本市国民健康保険税条例に齟齬が生ずることのないよう遅滞なく適切な措置を講ずること。」という建議を行いました。この建議の写しにつきましては、2月12日付けで委員の皆様には送付させていただいております。

その後、地方税法の一部を改正する法律は、3月20日に成立し、3月31日に公布されたことに伴い、地方税法施行令の改正政令も3月31日に公布されましたので、これに基づき「平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についても、3月31日に専決処分を行い、4月1日施行となりました。

なお、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分については、5月15日の臨時会で承認されております。

最後に、条例改正の必要はありませんが、平成26年度の税制改正では、国民健康保険税の賦課限度額が77万円から81万円に引き上げられる改正も行われました。低所得者に対しては保険税負担の軽減を図りますが、一方負担能力のある方については、賦課限度額を見直し引き上げるというものです。

この改正により230世帯ほどが影響を受けると見込んでおります。

この国民健康保険税の賦課限度額の引き上げにつきましては、5割軽減、2割軽減の対象世帯の拡大とともに、当初納税通知書や同封のお知らせ文への記載、ホームページ等により市民への周知を図りました。

資料2の2ページ目以降は、条例改正の新旧対照表となっております。下線の引かれている部分が改正部分となっております。先ほど説明しました国民健康保険税の

軽減判定所得の基準額の改正について、条例を改正したものになります。御覧になっておいてください。

以上で説明を終わらせていただきます。

《特に意見質疑もなく、議題（２）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について（報告）～低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充について～」は、終わる。》

会 長：議題（３）「平塚市国民健康保険健康優良家庭健康増進事業について」を、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

《事務局は、資料3を使って説明した。》

事務局：それでは、本日配布いたしました資料3を御覧になりながらお聞きください。

この議題につきましては、前回の運営協議会で、概要についてのお話だけをさせていただき、今回の運営協議会で委員の皆様の御意見を伺わせていただきたいというお願いをしておりました。

議題（２）と同じく、前回の運営協議会から時間が経っておりますので、あらためて、１の「事業の趣旨等」から説明させていただきます。

本市では、前年度の４月３０日以前から継続して平塚市国保に加入しており、その間の保険税を完納し、世帯の被保険者全員が療養の給付又は療養費の支給対象となる診療及び施術等を受けていないという要件を満たしている、健康に関心を持ち、健康づくりを実践していると考えられる世帯に対して、平塚市国民健康保険条例第８条の規定に基づく保健事業の一環として、健康づくりの高揚を図ることを目的とする、国民健康保険健康優良家庭健康増進事業を実施しています。

続きまして２の「これまでに実施されてきた事業内容」についてですが、平成８年度までは記念品の配布、平成９年度から平成２０年度までは、４月１日の時点で１８歳以上３９歳未満の対象者に対して、健康診査を実施していました。健康診査の利用率が非常に低かったこともあり、事業内容を見直した結果、平成２１年度からは、６５歳未満の対象者に対する、インフルエンザ予防接種費用の一部助成の実施となっております。

しかし、３の「インフルエンザ予防接種費用一部助成の利用状況」を見ていただければお分かりのとおり、こちらについても、利用率が１桁と非常に低く、平成２３年度からは助成額を１,５００円から２,０００円に増額するなどの取組を行ってきましたが、改善の傾向は見られていません。平成２５年度につきましては、１０月に最初の通知を発送した後、１２月中旬に、それまで利用が確認できていない方に対して、再度通知を発送しています。

続きまして、4の「対象者のこくほの健診実施状況」についてです。平成25年度の健康優良家庭健康増進事業の対象者のうち、平塚市こくほの健診の対象者である40歳以上の方1,079人を調査した結果、平成24年度中にこくほの健診を受けた方は57人、受診率にして5.28%となり、平成24年度の全体の受診率である26.9%と比べ非常に低い結果であることが分かりました。さらに、助成を利用しなかった方のうち、無作為に30人を抽出して調べたところ、これまでに1度もこくほの健診を受けていない方が29人、1度だけ受診した方が1人という結果でした。また、こくほの健診を受けた57人の健診結果を調べたところ、異常なしとされた方は半数以下の23人で、それ以外の方は基準値を超える結果の検査項目があるにもかかわらず、ほとんどの方がその後医療機関で受診していないという状況でした。

このことからすると、健康優良家庭健康増進事業の対象となった方々が、御自分の健康に関心を持ち、健康づくりを実践している世帯であるとするに少し無理があるのではないかと考えられます。

続きまして、5の「県内他市の状況について」ですが、6月に神奈川県内18市の状況を調査したところ、これまで事業を実施したことがないと回答した自治体が11あり、過去に表彰及び記念品の配布や、人間ドックの補助などを行っていたが、現在は実施していない自治体が7という結果となり、現在、平塚市以外に実施しているところはありませんでした。

最後に、6の「今後の事業展開について」ですが、庁内の監査においても予算執行状況について確認を求められるなど、事務量に対しての利用率の低さや費用対効果、これまでの調査結果等を考えると、このまま健康優良家庭健康増進事業を継続することは難しいと思われれます。

今後は、糖尿病重症化予防に関連した施策等にさらに力を入れていくなど、より効率的な予算執行を検討すべきであると考えておりますので、健康優良家庭健康増進事業につきましては、平成27年度の当初予算からは計上しない予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

《特に意見質疑もなく、議題(3)「平塚市国民健康保険健康優良家庭健康増進事業について」は、終わる。》

会 長：議題(4)「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局：事務局としましては特に議題等はありませんが、次回は8月21日の木曜日、時間は14時から勤労会館・2階中会議室で、第2回の運営協議会を開催させていただきたいと考えています。次回は、「平成25年度国民健康保険事業特別会計の決算について」を議題としますので、よろしくお願いします。以上です。

《特に意見質疑もなく、議題(4)「その他」は、終わる。》

会 長：用意された議題は全て終了しましたが、その他に委員の皆様から何か御意見あれば
お伺いしたいと思います。

《そのほか議題、意見は特になし》

会 長：これもちまして、閉会といたします。ありがとうございました。